

# 訴 状

令和4年12月6日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高 田 剛



弁護士 鄭 一 志



弁護士 河 村 尚



弁護士 我 妻 崇 明



弁護士 山 城 在 生



弁護士 三 木 隼 輝



当 事 者 の 表 示

別紙当事者目録記載のとおり

国家賠償請求事件

訴訟物の価格 1000万円

貼用印紙額 5万円

### 請求の趣旨

- 1 被告は、原告相嶋■■■■■に対し、金500万円及びこれに対し訴状送達日の翌日から支払い済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え
  - 2 被告は、原告相嶋■■■■■及び原告相嶋■■■■■に対し、それぞれ金250万円及びこれに対し訴状送達日の翌日から支払い済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え
  - 3 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに仮執行宣言を求める。

### 請求の原因

#### 第1 事案の概要

- 1 本件は、大川原化工機株式会社（以下「大川原化工機」という。）が自社製の噴霧乾燥器（液体や液体・固体の混合物を熱風中に噴霧して、溶媒を蒸発させて粉末を得る装置）を経済産業大臣の許可を得ずに輸出したことについての刑事事件（以下「本件刑事事件」という。）に関連する事案である。
- 2 同社顧問であった亡相嶋静夫（以下「亡相嶋」という。）が、当該輸出行為が外為法等に違反するとして、同社役員2名とともに、令和2年3月11日に逮捕され、その後、勾留及び起訴された。

亡相嶋は、東京拘置所にて起訴後勾留中に体調を崩し、胃に悪性腫瘍がある

ことが判明して、勾留執行停止を得て[REDACTED]病院に入院して治療を開始したが、令和3年2月7日に死亡した。

3 亡相嶋は、体調を崩してから入院を開始するまで、東京拘置所内で適切な医療行為を受けられなかったことより、令和3年2月7日に死亡した。

よって、亡相嶋の親族である原告らは、被告が設置する東京拘置所所属の同拘置所所長、同拘置所職員及び同拘置所内病院に所属していた医師らの公権力の行使に関して、国家賠償法に基づき、被告に対して損害賠償を請求するものである。

4 なお、亡相嶋らは、逮捕後から一貫して無罪を主張し続け、亡相嶋とともに逮捕、勾留及び起訴された大川原化工機役員2名は、一年間以上の公判前整理手続を経た後、第1回公判期日の直前である令和3年7月30日、各噴霧乾燥器について「法規制に該当することの立証が困難と判断された」との理由から、検察官により公訴取消申立がなされ、同年8月2日、東京地方裁判所により公訴棄却決定がなされた。

## 第2 当事者等

1 大川原化工機は、噴霧乾燥に関する技術及び装置の研究、設計及び販売等を業とする株式会社であり本件刑事事件の被告人であった者である。

2 亡相嶋は、本件刑事事件の被告人であった者であり、本件各事件に関する身体拘束開始時には原告会社の顧問であったが、身体拘束中に顧問の職を退き、その後、令和3年2月7日に死亡した。

3 原告相嶋[REDACTED]（以下「原告[REDACTED]」という。）は亡相嶋の相続人（妻）であり、原告相嶋[REDACTED]（以下「原告[REDACTED]」という。）及び原告相嶋[REDACTED]（以下「原告[REDACTED]」という。）は亡相嶋の相続人（子）である。

なお、亡相嶋には原告らの他に相続人はいない。

4 被告は、東京拘置所を設置しており、亡相嶋の勾留期間中、同拘置所所長、同

拘置所職員及び同拘置所内病院に所属していた医師ら（以下「拘置所長ら」という。）は公権力を行使する公務員であった。

### 第3 事実経過

#### 1 亡相嶋の逮捕、勾留及び起訴

令和2年3月11日、噴霧乾燥器の輸出に関し、亡相嶋らが逮捕され、その後、勾留及び起訴が為された。亡相嶋は、令和2年7月7日、東京拘置所に移送され、起訴後も引き続き勾留された。

#### 2 貧血症状、消化管出血、潰瘍及び悪性腫瘍の発覚

亡相嶋は、令和2年9月25日、東京拘置所内で貧血の症状を発症し、複数回にわたり輸血処置を受けるとともに、その際、東京拘置所内の医師より、黒色便が見られることから消化管出血が疑われると診断された。

令和2年10月1日、東京拘置所の医師により内視鏡検査が実施された結果、幽門部付近に大きな潰瘍が発見された。そして、同検査の際に採取された組織の病理検査の結果、当該潰瘍が悪性腫瘍であると診断され、同月7日に亡相嶋に対してその旨が告知された。

亡相嶋は当時70歳を超える高齢であり、複数の既往症があることや、半年以上にわたる長期の勾留による身体拘束が心身に多大な負担を与えていることに加え、上記のように、順次、①輸血が必要なほどの貧血及び消化管出血が疑われる症状が生じ、②胃に潰瘍が発見され、③当該潰瘍が悪性腫瘍であることが判明したものであり、上記①～③の各場面において、緊急の入院・治療の必要性があることは明らかであった。

そのため、この間、亡相嶋から東京拘置所職員や同拘置所内病院に所属していた医師らに対し、また弁護人から同拘置所所長や同拘置所職員に対し、再三にわたり、至急外部の病院にて亡相嶋の治療を開始すべき旨を申し入れ、また

診察結果及び今後の治療転医予定を質問したが、必要な転医、説明ないし治療は行われなかった。

### 3 勾留執行停止による治療の開始

そこで、弁護人は、治療のための勾留執行停止を求め、東京地裁より勾留執行停止決定がなされ（令和2年10月16日午前8時から午後4時まで）、亡相嶋は順天堂大学医学部順天堂医院において診察を受けた。

その結果、亡相嶋の悪性腫瘍が「進行胃癌」であり、「病期診断のため、精密検査が必要な状態であると判断する」と診断された。

令和2年10月28日、弁護人の申立てにより、同年11月5日から同月20日までの15日間のみ、勾留執行停止決定がなされ、XXXXXXXXXX病院に入院して治療を開始した。

その後、弁護人の申立により勾留執行停止期間が順次延長され、治療が継続された。

### 3 亡相嶋の死亡

しかし、入院時点で全身状態が悪化していたこともあり、治療は奏功せず、令和3年2月7日、亡相嶋は、自らの名誉を回復することができないまま、進行胃癌のため死亡した。

## 第4 責任原因

### 1 公権力を行使する公務員

既述のとおり、被告は、東京拘置所を設置しており、亡相嶋の勾留期間中、同拘置所長、同拘置所職員及び同拘置所内病院に所属していた医師ら（以下「拘置所長ら」という。）は公権力を行使する公務員であった。

## 2 拘置所長らの負う義務

亡相嶋は、東京拘置所に勾留されている間、被告によって、東京拘置所に所属する医師からしか医療の提供を受けることができない環境に置かれているのであるから、拘置所長ら、ひいては被告は、亡相嶋に対し、同人に疾病が生じた場合、当該疾病に対して適切な検査及び治療を施す義務（以下「治療義務」という。）、検査及び治療の状況に応じて患者へ適切な説明を行う義務（以下「説明義務」という。）、並びに適切な検査及び治療を実施するため転医させる義務（以下「転医義務」という。）を負っていた。

## 3 拘置所長らが上記義務に違反したこと

- (1) 上記のとおり、令和2年9月25日、亡相嶋は、東京拘置所内で貧血の症状を発症し、複数回にわたり輸血処置を受けるとともに、黒色便が見られることから消化管出血が疑われると東京拘置所内の医師により診断され、次いで、同年10月1日、東京拘置所の医師により内視鏡検査が実施された結果、幽門部付近に大きな潰瘍が発見され、病理検査の結果、当該潰瘍が悪性腫瘍であると診断されて、同月7日に亡相嶋に対してその旨が告知された。
- (2) 亡相嶋は当時70歳を超える高齢であり、複数の既往症があることや、半年以上にわたる長期の勾留による身体拘束が心身に多大な負担を与えていることに加え、輸血が必要なほどの貧血及び消化管出血が疑われる症状が見受けられたことからすると、①令和2年9月25日の時点で、適切な検査及び治療（止血処置や中心静脈栄養等）を実施できる医療機関に転医させ、緊急に入院・治療する必要性があることは明らかであった。

百歩譲って同時点において転医させる必要性が認められないとしても、②内視鏡検査により幽門部に潰瘍が発見された同年10月1日時点、または、どれだけ遅くとも、③当該潰瘍が悪性腫瘍であると診断された10月7日時点において、緊急に転医させる必要性が認められる。

拘置所長らは、上記のとおり転医の必要性が認められた時点において、適切な検査及び治療を実施できる医療機関に転医させる転医義務を負っていたにもかかわらず、これを怠り、同義務に違反したものである。

- (3) また、拘置所長らは、令和2年9月25日以降、亡相嶋に対し、消化管出血及び胃の悪性腫瘍に対して実施すべき転医の有無や病気の確定等の精密検査・診断及びこれらに基づく治療行為を実施すべき治療義務を負っていたにもかかわらず、同年11月5日までの間、輸血及び内視鏡検査を実施したのみであって、適切な治療行為を怠り、同義務に違反したものである。
- (4) さらに、拘置所長らは、勾留中であって自由に医療機関の選定や通院・入院をすることができない亡相嶋に対し、同人の病状の詳細、予定されている治療内容、並びに転医先及び転医時期等を説明すべき説明義務を負っていたにもかかわらず、亡相嶋に簡単な診断内容を伝えたのみであって、適切な説明義務を怠り、同義務に違反したものである。
- (5) 以上のとおり、拘置所長らは、亡相嶋に対する転医義務、治療義務及び説明義務のいずれにも違反したものである。

#### 4 亡相嶋及び原告らの権利ないし法的利益が侵害されたこと

自らの健康を保持し、生命を維持するために必要かつ適切な医療を受ける機会を与えられるべきことは、万人に認められる最も重要な基本的人権の1つであって、何人も、適切な医療行為を受け、または親族にこれを受けさせる権利ないし法的利益を有する。

このことは、勾留中の者においても同様であり、勾留中、疾病によりその生命・身体が危険な状態になった場合、それに対応した適切な医療行為を受ける権利ないし法的利益は、最大限尊重されなければならない。

亡相嶋は、胃癌という重篤かつ緊急の治療を要する疾病を発症しながら、必要な転医、治療及び説明のいずれも受けられなかったのであり、同人及び原告

らは、万人に保障されるべき、適切な医療行為を受け、または親族にこれを受けさせる権利ないし法的利益を侵害されたものである。

## 5 亡相嶋及び原告らの損害及び相当因果関係

### (1) 亡相嶋の損害

上記のとおり、亡相嶋は、拘置所長らの転医義務違反、治療義務違反及び説明義務違反により、適切な時期に適切な検査及び治療を実施できる医療機関に転医できず、勾留中に適切な治療すら受けられず、かつ必要な説明も受けることができなかった。

また仮に、亡相嶋に対する拘置所長らの転医義務違反、治療義務違反及び説明義務違反がなければ、亡相嶋がより早期に、より適切な医療行為を受けられたことは明らかであり、令和3年2月7日よりも延命することが可能であった。

上記の義務違反により、亡相嶋は、適切な医療行為を受けられず、死期が早まり、一貫して無罪を主張し続けながら、無念にも、公訴取消申立及び公訴棄却による最低限の名誉回復すら見届けられず亡くなったのである。

以上の各事実からして、亡相嶋が受けた精神的苦痛は計り知れるものではなく、亡相嶋が受けた精神的苦痛による損害は1億円を下らない（後述のとおり、同損害にかかる損害賠償請求権のうち、亡相嶋の妻である原告■■■■が5000万円を、亡相嶋の子である原告■■■■及び原告■■■■が各自2500万円ずつを、それぞれ相続により取得することになる。）。

### (2) 原告■■■■、原告■■■■及び原告■■■■に生じた固有の損害

原告■■■■にとっては最愛の夫であり、原告■■■■及び原告■■■■にとっては誰より敬愛する父である亡相嶋は、前述のとおり適切な医療行為を受けられずその死期が早められ、原告らは、亡相嶋と過ごすかけがえのない時間が埋不尽にも奪われてしまったものであるから、亡相嶋のみならず、原告らも計り知れない精神的苦痛を受けたものであって、同人らにも固有の精神損害が認められる



べきであり、その金額は各自2000万円を下らない。

(3) 訴訟代理人費用

本件国賠請求訴訟にかかる弁護士費用は、原告■■■■につき700万円、原告■■■■及び原告■■■■につき各自450万円を下らない。

6 結論

以上のとおり、公権力を行使する公務員たる拘置所長らの転医義務違反、治療義務違反及び説明義務違反により、亡相嶋及び原告らの、適切な医療行為を受け、または親族にこれを受けさせる権利ないし法的利益が侵害され、これによって亡相嶋及び原告らに上記の損害が発生したものであるから、被告は亡相嶋及び原告らに対し、国家賠償法に基づく損害賠償義務を負うものである。

また、亡相嶋が被った精神的損害の額は1億円を下らないところ、上記損害にかかる損害賠償請求権のうち、亡相嶋の妻である原告■■■■が5000万円を、亡相嶋の子である原告■■■■及び原告■■■■が各自2500万円ずつを、それぞれ相続により取得した。

よって、国家賠償法に基づき、被告に対して、原告■■■■は7700万円の、原告■■■■及び原告■■■■は各自4950万円の損害賠償請求権をそれぞれ有するところ、その一部請求として、請求の趣旨記載のとおり、原告■■■■は金500万円及びこれに対し訴状送達日の翌日から支払い済みまで年3パーセントの割合による金員の支払いを、原告相嶋■■■■及び原告相嶋■■■■はそれぞれ金250万円及びこれに対し訴状送達日の翌日から支払い済みまで年3パーセントの割合による金員の支払いを請求するものである。

第5 併合上申

東京地方裁判所に、当事者、事実関係、主張及び証拠関係が関連する下記事件が係属しているため、両事件を併合されたく上申する。

なお、書証は併合後に提出する。

記

事件番号：令和3年（ワ）第23302号 国家賠償請求事件

原告：大川原化工機株式会社 外5名

被告：国外1名

担当部：東京地方裁判所 民事第34部合議甲A係

以上

添付書類

1 訴状副本 1通

2 訴訟委任状 3通

以上

当 事 者 目 録

〒 [REDACTED]  
原 告 相 嶋 [REDACTED]

〒 [REDACTED]  
原 告 相 嶋 [REDACTED]

〒 [REDACTED]  
原 告 相 嶋 [REDACTED]

〒 1 0 0 - 0 0 0 4 東 京 都 千 代 田 区 大 手 町 一 丁 目 5 番 1 号

大 手 町 フ ァ ー ス ト ス ク エ ア イ ー ス ト タ ワ ー 1 9 階

和 田 倉 門 法 律 事 務 所 ( 送 達 場 所 )

電 話 0 3 - 6 2 1 2 - 8 1 0 0 F A X 0 3 - 6 2 1 2 - 8 1 1 8

上 記 原 告 ら 訴 訟 代 理 人

弁 護 士 高 田 剛

弁 護 士 鄭 一 志

弁 護 士 河 村 尚

弁 護 士 我 妻 崇 明

弁 護 士 山 城 在 生

弁 護 士 三 木 隼 輝

〒 1 0 0 - 8 9 7 7 東 京 都 千 代 田 区 霞 が 関 一 丁 目 1 番 1 号

被 告 国

上 記 代 表 者 法 務 大 臣 齋 藤 健